○財務省告示第七十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年二月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年三月十日
財務大臣　麻生　太郎
一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百三十七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法

イ 価格競争入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ 非競争入札発行

各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六 発行額

イ 価格競争入札発行

額面金額で二兆千九百十二億円うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千五百二億七十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した

利付国債については、額面金額で三千三百八十三億五千二百十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千四百九十億八千五百七十万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九千百三十一億六百六十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千四百四億五千四百九十万円

ロ 非競争入札発行

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二十三億四千六百万円

ハ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千六十四億円

七 払込金額

イ 価格競争入札発行

二兆千八百八十二億六千四百四十二万円

ロ 非競争入札発行

二十三億四千二百九十五万二百円

ハ 国債市場特別参加者・第I非価格競

争入札発行

八 最低額面金額 五万円

九 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十 発行日 平成二十七年二月五日

十一 発行価格

イ 価格競争入札発行 額面金額百円につき九十九円四十二銭以上のそれぞれの応募価格

ロ 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額百円につき九十九円八十七銭

十二 利率 年〇・三パーセント

十三 経過利子の払込み

㈠ 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{47}{365}$$

㈡ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

については、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　初期利子　平成二十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.3}{100}\times\frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成三十六年十二月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十七年二月五日